

ノイノ指示	第何用	第何号	日
主	信	2 / 1	3
付	<del>XXXXXXXXXX</del>		
庶			
宛送日			
昭和43年3月28日			
送			

文部省 (小) 公 信 案 (分前)

公 信 番 号	北 3333	公 信 日 付	昭和43年3月27日
大 局 長	事務次官	参 事 官	起 封 昭和43年 3月 19日
事務次官	参 事 官	総務参事官	
外務審議官	官 房 長	北 東 ア ジ ア 課 長	起 封 者 堀川 電話 番号 405
官 房 長	官 房 書 記 官	会 計 課 長	技 術 協 力 課 長

受 信 者	在 大 韓 民 国 主 計 室 木 村 大 使	発 信 者	外 務 大 臣
送 付 先	在 韓 国 奉 天 館 領 事	( 添 付 封 送 日 )	

件 名 原 爆 医 療 班 派 遣 方 法 等

会 計  
3.22

重北才了了了号

昭和43年3月27日

在大韓民国大使殿

外務大臣

原爆医療専門家派遣について

三月五日付貴信政才号95号につき、  
厚生省とも打ち合わせつつ検討の結果  
は、とりあえず下記のとおりであるので、  
何分の貴見（特に才々項に関し）回報あり  
たい。

記

1. 原爆被爆者医療に関するわが国における現行の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」および「33年度より実施予定の「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」は、いずれも属地法である。在日韓国人もこれによる医療措置を受けることが可能であり、現にうけている。

また、これらの立法は、今日なお被爆の影響下にある者の有する特殊な必要性に着目してとられた特別の措置であり、被爆者に対する補償の意味では全くない。

2. 韓国における被爆者の問題は、両国間の外交上の考慮から、人道的、積極的に検討すべきは、いうまでもないが、わが国民に対する措置ぶりが上記のとおりで

あり、また日韓国交正常化により、請求権問  
 題は、解決済みである以上、在韓の被爆者  
 に対して何らかの医療を提供する場合に  
 おいても、これについて補償の建前は、と  
 りかえり、医療と技術協力の形を  
 とるものでなければならぬ。

3. 他面わが国の対外技術協力の一  
 環としての医療協力は、受入側の「医師  
 作り」を目的としており、受入態勢があ  
 り、はじめて可能であるとの建前をと  
 っている。

4. 従って、本件を推進するとするは、  
 これが一時的な一回限りの医師団派遣で終了できる  
 性質の問題であることには鑑み、少なくとも  
 北韓国側の然るべき機関（たゞ之は貴

信の「原子力院放射線医学研究所」と  
 受入側とする建前をとることか「必要であり、  
 そうすることかできれば、本省として技術  
 術協力として、前向きに検討することか可能  
 とおられると思われる。

5. なお、いずれにしても、単なる診断  
 の事実だけで、これが既成事実とあって、  
 被爆者として認定することかおられる虞れが  
 あり、この点は問題であるといわれる。

6. また厚生省にさすれば、現在、原爆医  
 療に関する専門医は、相当数あるが、派遣  
 医師の選定は、例之は「現行医療法に基つ  
 いて設置されている「原爆医療審議会」と  
 して行なわれしめることか適当である。貴使  
 かあげられた専門家中とくに「XXXXXXXXXX」

は、過去の実績に徴して不相当であること  
ありとある。

本信写送付先 答山